

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

会社がおかしくなる6つの要因

日本電産の永守会長の講演を聴いた方がまとめた「会社がおかしくなる6つの要因」という記事について、とっっても分かりやすく書かれていたので転載します。

.....

会社がおかしくなる要因の1つ目は、『マンネリ』。

2番目は『油断』、そして3番目は『驕り』。

この段階はまだなんとか元に戻せるのだ。

4番目には『妥協』。

震災がきたのだからしょうがない、円高だからしょうがないと妥協する。

これでは、さらに落ち込んでしまう。

5番目は『怠慢』。

頑張っても怠けても給料は一緒じゃないかと考え出す。

そして最後は『諦め』だと。

そんなこと言ったってできません、という考えが、はびこってきた時は末期症状。

最初の三つはそんな大敵ではないけれども...

後の三つ（妥協・怠慢・諦め）に陥ったら、もう取り返しがつかない。

.....

「マンネリ」「油断」「驕り」... は会社がダメになる初期症状。

「妥協」「怠惰」「諦め」... は末期症状の始まり。

正にその通りだと思います！非常に分かりやすく簡潔で真理を表していますね！

私が経営者として心に刻んでいる「変化は常態である」という言葉がありますが、時代の変化や経営環境の変化に対応して常に変化し続けマンネリ化を寄せ付けないことが自分と組織の成長のスタートラインであると信じています！そして、「社長の仕事とは環境対応業である」という言葉の通り、私たち経営者にとっては、変化すること自体が経営の目的だということを肝に命じておかなければなりません。

次に、油断や驕りに気を付ける。順調にいつている時ほど注意深く足元を確かめ周囲を確認し慎重に謙虚に歩を進める。調子に乗って周囲が見えなくなった時が一番危険なときなのです。でも、壁にぶち当たった時には自分と未来を信じて勇気を持って大胆に力強く、絶対に逃げずに勝つまで闘う。一旦戦いに背を向けて逃げた経営者は、二度目に再起するには最初の十倍のパワーが必要になります。

そして、組織がダメになるきっかけは必ず妥協です！だから「何のために仕事をしているのか？」「自分たちのあるべき姿は？」「自分たちは何を大切にすべきか？」というミッションとビジョンと社風に徹底的に拘り続ける必要があります。結果は大切で結果がすべてですが... 真の価値はプロセスにあります。

その拘りがなくなった時... 組織は組織としての価値を失い崩壊し始めます。怠惰と諦めが組織を支配し始め... そして、変化に立ち向かえない、夢も希望もない、目の前の利益だけに振り回される「死に体」の組織に成り果てるのです。そうなれば社会の中での存在意義さえなくなります。

さあ、社長！今日もまた、変化とこだわりのための戦いを始めましょう！！

◆マイナンバー制度について

国民一人ひとりに番号を付与して納税や社会保障給付を一元管理するマイナンバー制度について、内閣府内に設置された特定個人情報保護委員会はこのほど、事業者が特定個人情報を利用する際のガイドライン案をホームページ上で公表しました。そこで今回は、マイナンバー制度の概要と事業者への影響についてご説明いたします。

● 制度の概要

マイナンバーは、平成27年10月から、住民票を有する全ての方に1人1つの「個人番号」を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。同様に、法人についても1法人につき1つの「法人番号」が付されることとなります。マイナンバー法58条では法人番号の付番対象を以下のように列記しています。

- (1) 国の機関および地方公共団体
- (2) 登記所の登記簿に記録された法人等
- (3) 法令等の規定に基づき登記のない法人
- (4) 国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務を有する、または法定調書の提出対象となる取引を行う法人

つまり、一般企業はすべて法人番号が付される対象となります。

● マイナンバーの利用場面

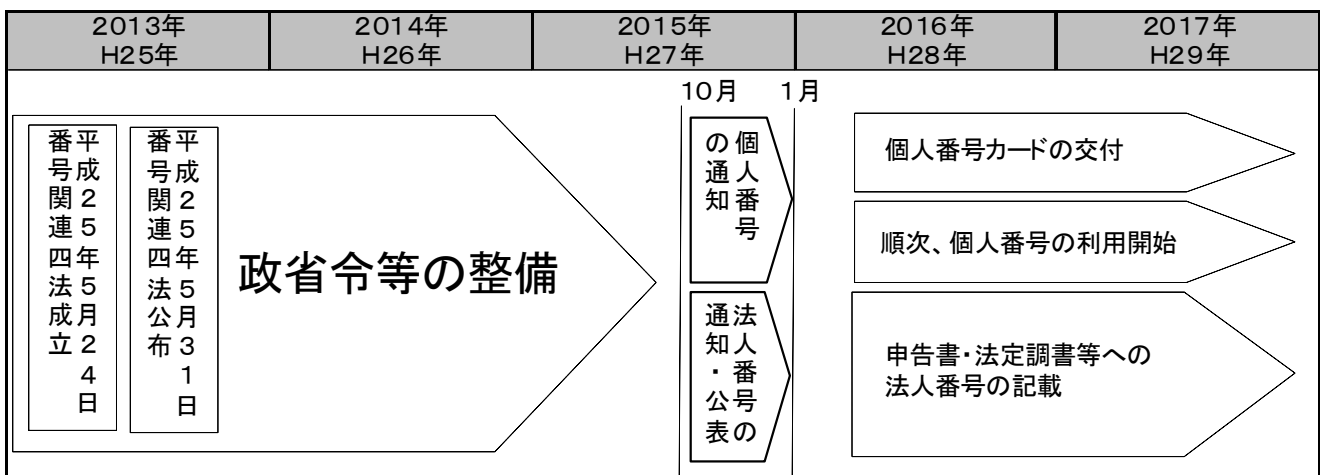
マイナンバーは社会保障、税、災害対策分野の法律で定められた行政手続き以外で使うことができませんが、民間企業でも取り扱うこととなります。

民間企業では、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続きを行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めています。平成28年1月以降は、これらの手続きを行うためにマイナンバーが必要となるため、従業員本人とその家族の個人番号をあらかじめ収集しなければいけません。

また、外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をします。そのため、こうした外部の方からもマイナンバーを提供してもらう必要があります。

その他私ども横浜総合事務所が作成しております申告書、法定調書、申請書及び年末調整関係書類等の税務署提出書類についても、従業員や株主等の個人番号・法人番号を記載することとなります。

● スケジュール案



個人番号の通知まであと1年となっております。事業者は2015年10月から番号利用開始までの間にマイナンバーを収集しなければいけません。業務への影響を見込み早期の検討、対策が重要となります。

★ 資産所有型法人の活用...

来年に迫った相続税の増税を目前に個人資産家の節税対策の一つとして、税制の「個人増税・法人減税」という流れを活用するための不動産や有価証券の保有を目的とした「資産保有型法人」の設立が目立つようになりました。簡単に解説をしたいと思います。

【1】資産所有型法人とは

不動産の所有を目的とする場合、すでに建築され賃貸中の個人所有の物件（アパートや賃貸マンション）を同族会社である法人に所有権移転した場合の「建物を所有する同族会社」のことを指します。

また、不動産の場合には賃貸物件（収益物件）ですが、場合によっては好業績で株価の高い非上場株式などもその対象に考えられることもあります。

【2】資産保有型法人の活用

● 所得税の軽減

現在オーナーの個人資産化に集中している賃料収入を、法人を介することにより、法人からの給与として親族に配分することが出来ます。これによりオーナーの所得税の軽減を図りながら親族への生前贈与に近い効果を得ることが出来ます。また、オーナー自身の所得も不動産所得から給与所得に移行させることにより給与所得控除による一定の節税効果が期待されます。

● 相続対策

オーナー個人に集中していた所得が、法人を解することにより、オーナー以外の人（親族及び親族以外でも可）に分配されるため、前述のように生前贈与に近い効果が得られます。また、この場合、子供、孫、息子の嫁、他人に関わらず自由に配分をすることが出来るのもメリットです。

これらにより、相続人となる子供等の担税力（相続税を負担する資金力）のアップが可能となり、賃貸物件が多数ある場合には子供それぞれに別々の資産保有型法人を設立することにより遺産の分割対策に利用することも可能となります。

● 法人税法上のメリット

個人所得税の不動産所得に比べて経費となる範囲が広がる可能性があります。また、法人が不動産経営だけでなく他の事業を営む場合には、賃料収入との損益の通算が可能となります。さらに、冒頭に破産の通り長期的には「個人増税・法人減税」という課税方針に沿ったメリットが期待できます。

【3】資産保有型法人の形態

一般的な株式会社ではなく、より簡易な会社組織である「合同会社」の活用が増えています。

- ① 設立手続きが簡単で費用も少額である
- ② 会社の運営、管理コストが安く、手続きも簡単
- ③ 決算公告義務がないため官報掲載費等も必要ない
- ④ 役員の任期がないため役員の改選や重任当期が必要ない
- ⑤ 経営の自由度が広く、出資比率に関わらず利益配分を決めることが出来る
- ⑥ 株主総会開催の必要もなく経営の意思決定が素早く簡単にできる
- ⑦ 有限責任である
- ⑧ 株式会社への変更も可能

以上のようなメリットがありますので「これは！」と思った方は是非御相談ください。

★ 老老相続第3弾

いよいよ、2015年からの相続税改正まで2ヶ月を切り、年末の気配も感じる頃となりましたが、今月も贈与にスポットをあてて、老老相続第3弾をお送りします。

何度もお伝えしてきましたが、相続対策において「生前贈与」は大きな切り札となります。計画的に資産を贈与することで、相続時に課税される財産を効率よく減らすことができるからです。

一方、贈与を受けた側では、子どもや孫の家計支援にもつながるなどのメリットも大きくなります。先月は住宅資金でしたが、今月は教育資金一括贈与をお伝えします。

● 教育資金一括贈与制度

最近、孫への贈与の切り札として、にわかに脚光を浴びているのが、教育資金一括贈与制度です。

これは子どもや孫1人当たり最大1,500万円を贈与できる制度で、受贈者が30歳を迎えるまで利用することが可能です。仮に残してお金がある場合には、一般贈与基礎控除部分（現在は110万円）を超えた分についてのみ課税されます。もともと教育資金は必要額をその都度もらう限り課税されませんが、新制度は当面使わない分まとめて非課税で贈与できます。制度を活用するためには、銀行や信託銀行などの金融機関に専用の口座を開く必要があります。

昨年4月に制度がスタートして以来、富裕層を中心に申し込みが殺到、今年の6月末時点の信託商品の契約数は7万6,581件、金額ベースでは5,193億円にも上っています。これは、制度スタート後2年間で見込んでいた契約件数5万4,000件をすでに上回る勢いとなっています。

● なぜ、ここまで人気？

ここまで教育資金一括贈与が人気を集めている理由は大きく2つあります。

1つ目は、限度額が1,500万円と大きい点です。孫が仮に4人いれば、合計で最大6,000万円を贈与できるのです。

2つ目は、非課税の対象となる教育関連の費用が、幅広く認められている点です。対象となる費用は、高校や大学の入学金や授業料などの学費だけでなく、部活動費やPTA会費といった関連費用も含まれます。さらには、学習塾やスイミングスクール、ピアノ教室などの習い事にも利用することが可能です。ただし、1,500万円の贈与限度額のうち、習い事など学校等以外のものに使用できる枠は500万円までとなっています。ただし、大学に通うための下宿代などは非課税の対象とならないため注意が必要です。

● 必要なのは計画性！

贈与限度額が1,500万円と大きいので、「孫がかわいいあまり、せがまれるままに贈与をしすぎてしまった」というケースもすでに出始めています。大切なことは「計画性を持つこと」です。制度上、一度贈与したお金の返金はできません。今後の生活に必要なお金を残した上で贈与を検討すべきではないでしょうか？教育資金については前述のように必要な都度もらう場合は非課税です。たとえ多額であってもその時に確かに必要な学費であれば認められます。相続税節税対策が必要なかどうか、贈与を行う時期、金額を十分にご検討ください。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

今月は贈与の第3弾をお送りしました。

生前贈与に関しては一度贈与すると、返金できません。

このことをしっかり踏まえた上で、十分に余裕のある範囲内で贈与して下さい。贈与を検討する際は先ずはご相談下さい。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

一流はやるべきことを決めている。

二流はやりたいことだけ決めている。

個人主義、利己主義が進んだ世の中では、巷で「自分探し」なんて陳腐な言葉が流行っています。社会との関係性があやふやなガキの考えた自分の「やりたいこと」なんてどれだけの価値があるんだ？自分がやりたいことは、自分のやるべきことの中にあるでしょ！グズグズ言わずに目の前のことと戦え！（ちょっと乱暴な言葉で言ってみました。スママセン（笑））

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言…（v o l . 7 9）

- ★ 知り合いの税理士（女性）が、下りのエスカレーターを歩きながら下りていたとき、転んで額を何針か縫う怪我をしました。その事故から何ヶ月か経ってからその話を聞いたのですが、右手を怪我していたら仕事ができなかったので手をつかなくてよかった、PCも無事でよかった、と言っていました。その発言にはただ驚きましたが、悪いことが起きても後向きには捉えず、前進する姿はとても素敵に見えました。しかし、両手に荷物を持った状態でエスカレーターを下りるときは、当たり前ですが注意が必要ですね。（**KARINO**）
- ★ 来期の経営計画作成のため、幹部合宿に行きました。今までも会議はしてきましたが合宿は初めてです。行く前は飲めないメンバーから「飲みたいだけでしょ」と反対もありましたが、携帯も休憩時間以外は使用禁止、外部から遮断された空間で横縦だけのことを考える。初日は13:00~9:00の予定が23:30！お風呂休憩いれて26:00まで語り合い、各自が部門の代表者として真摯に1年を振り返り来年の目標設定をする有意義な時間となりました。この目標が達成されるよう更に計画を落としこみたいと思います。（**YAMAMOTO**）
- ★ 11月初旬、首都圏後継者育成塾を開催しました。今回は東京IT経営センターの田中社長から、経営戦略に関するご講演を頂きました。中でも一橋大学、楠木建先生の提唱する、『戦略ストーリー』の発想は、今後の事業戦略をまとめる上で、参考になるものでした。ストーリーとしての一貫性を持つ上で、起点となるコンセプトが明確なのか？成功するための構成要素はそろっているのか？特質すべきキラーコンテンツは何か？成否の鍵は、戦略立案時点で決定している…。今月、自社の戦略再構築に臨みます！（**TOCHIKURA**）
- ★ タバコは吸わない、ダイエット中で食事は小食、夜は誘われなければ飲みにはいかない、ゴルフはしない、特に貢ぐ愛人もいない、毎日缶コーヒーを買うこともない…。結局は、毎晩自宅での晩酌が唯一の楽しみなタイプなので全然財布のお金が減りません。こんな経済的で良い亭主は珍しいです。隣で家内が、「去年も一昨年もヒマラヤだヨーロッパだ南米だって山登りに行って、毎年何百万円も私の老後資金を使ってるよね」と怒ってますが、それはイレギュラーな出費なので無視します（爆）。ということで…毎晩の晩酌ぐらいいは、「アルコールなら何でも良い」を止めて、ちょっとはお酒に拘って飲もうという気になり、最近出会った社長から伺ったウィスキーのウンチクに影響されたせいもありますが、一番好きなウィスキーにこだわることにしました。「とりあえずシングルモルトから」「今夜はマッカランとタリスカー…」なんて言いながら色々買い揃えて飲み比べているうちに家中がウィスキー瓶だらけになり家内も呆れ始め「どうするのこのお酒の山、それにいつまでも飲んでるなら外で飲んで来てよ」と叱られました。晩酌ぐらい許して～（爆）（**IZUMI**）



TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成26年12月16日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第47回「組織活性化活動[企業の寿命は23.6年?!]間違いだらけの人財育成」

講師：株式会社 経営改善支援センター 代表取締役 戸敷 進一

日時：平成26年12月18日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 3期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します！

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成25年5月17日(金)～平成27年3月7日(土)

場所：セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋

募集：全24日間・12回(全1泊2日の合宿形式) 120万円(一括・分割可)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります